

中遠の古刹

真言宗西楽寺 I

縁起と系譜

袋井市歴史文化館

令和二年度企画展

袋井市春岡に位置する真言宗の古刹、安養山西楽寺。西楽寺には、4000点余りの近世文書が残されています。

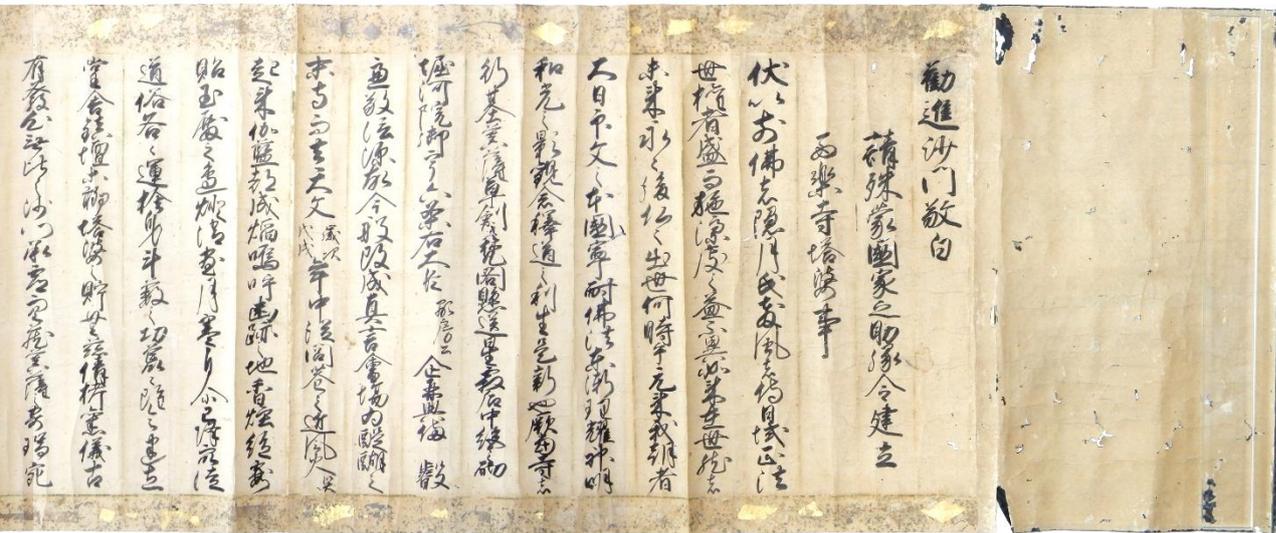
歴史文化館では、令和2年度から3年度にかけて、西楽寺文書の調査を計画しています。そして、4つの重要なテーマを立て、西楽寺文書から分かる、袋井の近世・近代史（近世は、おおよそ織田信長の上洛から黒船来航～廃藩置県まで）を速報的に紹介します。

全4回シリーズのうち、第1回となる今回は、全体の基礎となる、「江戸時代の西楽寺はどんなところだったのか？」というテーマによって、西楽寺文書から近世西楽寺の歴史を紹介します。

西楽寺に残された縁起（寺の歴史を編纂した史料）や、近世西楽寺の組織形成がわかる古文書・記録類から、近世の西楽寺が形成されていった過程を追いかけていきます。



WEB版



西樂寺勸進記

中世西樂寺の火災を伝える縁起



勸進沙門敬白

請下殊蒙ニ国家之助縁一、令レ建立

西樂寺塔婆一事上。

伏以ニ前仏者隱一、月氏教風者伝ニ日域一、正法

世権者盛而、施ニ濟度之益ニ不レ異ニ如來在世一。然者

未來永々後仏之出世何時乎。元來我朝者

大日印文之本國、寧耐仏法東漸、理耀神明、

和光之陰、觀念釈道之利生是新也。厥当寺者

行基菩薩草創之梵閣、懸送ニ星霜一、后中絶之砌、

堀河院御宇六条右大臣顯房公企ニ再興ニ備ニ 歡

慮一、敬信深故、今般既成ニ真言会场一、為ニ醍醐之

末寺一。而去天文歲次年中、從ニ閭巷一之近風火災

起來伽藍都成レ焰、嗚呼幽跡之地香煙絶、霞

貽玉殿之辺灯消尽月寒。自箇已降、衆徒

道俗各々運ニ捨身斗數之功一、荒々雖レ令レ建立

堂舍鎮壇等一、聊塔婆之貯無。茲情拷ニ旧儀一、古

有二發心無比之沙門一、承ニ虚空威菩薩之寄瑞一、宛

造立三重之支提本尊一、則安ニ置能満虚空蔵一、

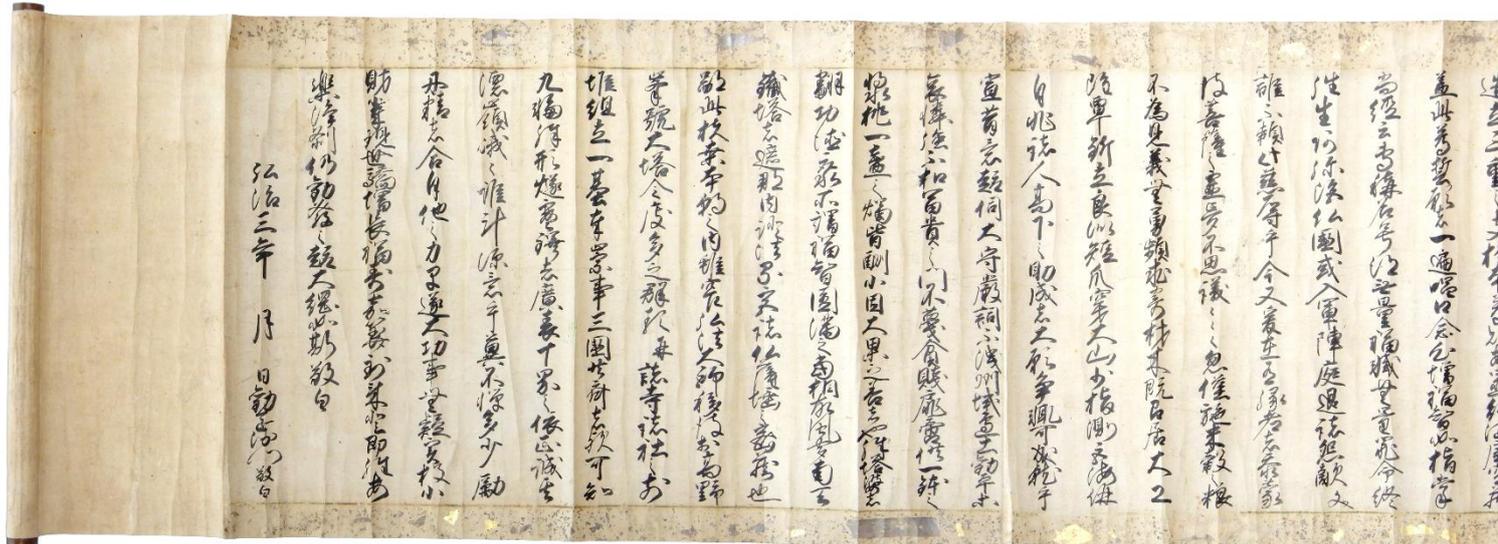
有發心沙門一、承ニ虚空威菩薩寄瑞一、

難しい縁起

「西樂寺勸進記」(西樂寺文書中世八号)は、弘治三年(一五五七)に記された史料です。卷子本で、縦三〇・八cm×横一三五・〇cm。天文七年(戊戌年一五三八)に、近くの村里の火災が延焼し、伽藍が焼けてしまったことと、伽藍の修理のために勸進をしている、ということが書かれています。

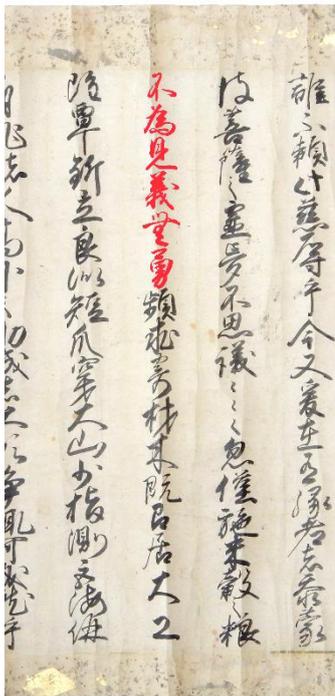
「西樂寺勸進記」は、貴重な中世文書であり、『袋井市史 史料編一 古代中世』三〇三頁にも本文が収録されているのですが(上の文字起こしは、原史料と漢文読解によって一部文字や句読点を修正している)、これまでうまく読まれてきませんでした。というのも、「西樂寺勸進記」は、かなり崩れた日本漢文で書かれているため、うまく文章として読めなかつたからです。

また、本文一行目の「伝」が「侍」のように崩されていることや、市史編纂者が、「登即」(すぐに、の



尚経云、「専称ニ名号一、得ニ無量福一、減ニ無量罪一、命終往ニ生阿弥陀仏国一、或入ニ軍陣庭一、退ニ諸怨敵ニ文。誰不レ頼ニ此慈辱一乎。今又爰在有レ縁、老者忝蒙ニ彼菩薩之靈夢一、不思議々々々、忽僅ニ施米穀之糧一、不レ為レ見レ義無レ勇、頻求ニ寄材木一、既召ニ居大工一、雖レ單ニ釘立一、良似下短爪穿ニ大山一少指測中宮海上。併自非諸人高下之助成者、大願争頼可ニ成就一乎。宣ニ昔意趣一伺ニ大守殿詞一、不レ洩ニ州城辺土一、勸ニ平等哀憐一、強不レ扣ニ富貴之門一、不レ蔑ニ貧賤扉一、啻供ニ一鉢之漿一、挑ニ一盞之燭一、皆酬ニ小固大果之善一者也。殊塔婆者翻功德聚、所謂福智円満之当相故、風聞南天鉄塔者、遮那内証法界宮、諸仏薩埵之密蔵也。鄙此楮桑、本朝之内、雖レ容ニ弘法大師一、移ニ彼於高野峯一号ニ大塔一。令レ度ニ多之群類一并諸寺諸社之前堆組ニ立一基一奉崇事三國共齊者歟。可レ知ニ九輪殊形レ燧塞一レ鏗者、広表十界之依正誠、其徳嶺峨々、誰斗ニ深意一乎。冀不レ憚ニ多少一励ニ丹精一者、合ニ自他之力一、早遂ニ大功一事、無レ疑下実投ニ小財一輩、現世驕増長福壽嘉算到来上、登即經ニ安樂淨刹一。仍勸發之趣大綱如レ斯。敬白。

弘治三年 月 日 勸進沙門 敬白



「不為見義……」拡大着色

意)などの熟語に気づけなかった、といった原因もあります。

では、「西楽寺勸進記」はどのように崩れた日本漢文なのでしょか。

注目したいのは、「不レ為レ見レ義無レ勇」という表現です(左上写真)。

これは『論語』為政、二四の引用ですが、正確な原文は「見レ義不レ為、無レ勇也」(「義を見てせざるは勇無きなり」/最近「義を見て為さざるは」と読む向きもあるようです)です。

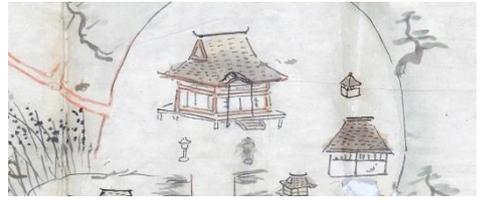
「西楽寺勸進記」の文は、「為」の返り方が大きく誤っています。

これは、「ギロミテセザルハ……」という日本語の音のみ知っていて、『不』や『為』(日本漢文では受け身や可能、尊敬の意味で『す』や『せ』と読みます)は絶対に返るはずだ」という、部分的な漢文の知識を持っていたことによるのだと思います。

「西楽寺勸進記」著者は、日本語の音を漢字に映して書いている、漢文の知識は、日本漢文の、証文などでよくある返り方のみしか持っていない。そう念頭に置いて、上のように返り点を振ってみました。

【参考文献】

- 1、袋井市史編纂委員会編『袋井市史 史料編一 古代中世』(袋井市、一九八一年)。
- 2、森井雅彦「西楽寺の歴史」(西楽寺編『西楽寺』、一九九四年)。
- 3、加地伸行『論語』(講談社学術文庫、二〇〇四年)。



遠州西楽寺堂社之覚

最もスタンダードな西楽寺縁起

〔原文〕

遠州西楽寺堂社之覚

- 一本堂 本間 八間四方
- 一鎮守 九尺之宮
- 一末社荒神 三尺五寸之宮
- 一末社天神 三尺之宮
- 一拝殿 本間式間半七間
- 一御供所 本間式間五間
- 一稻荷宮 三尺五寸之宮
- 一護摩堂 本間五間六間
- 一釈迦堂 本間三間三間半
- 一弘法大師影堂 本間三間三間半
- 一鐘樓堂 式間四方
- 一二王門 本間三間四方

遠江国周智郡山名庄宇刈之郷西楽寺者、

〔現代語訳〕（本文のみ）

遠州西楽寺堂社之覚

（中略）

遠江国周智郡山名庄宇刈の郷にある西楽寺は、聖武天皇の御代、神龜元年（七二四）に行基菩薩が草創した梵閣です。

中古（平安時代を指すことが多い）に堂社が退転した時、寛治元年（一〇八七）、堀河院（堀河天皇）の御代に、六条右大臣源顕房公が（西楽寺の）再興を企て、堀河院の許可も得、西楽寺を真言の靈場とし、醍醐報恩院の末寺とされました。

そうしていたら、武田信玄公が遠州へやってきた時に、西楽寺の堂社仏閣に放火してしまいました。

この旨が、当時浜松城にいた権現様（徳川家康）の上聞に達しました。西楽寺へ御馬を走らせ（＝使

近世西楽寺を代表する縁起

多く残された西楽寺の縁起の中で、最も数が多く、スタンダードな内容を持つと見られるものが、「遠州西楽寺堂社之覚」です。

延宝七年（一六七九）十二月十八日に、西楽寺から寺社奉行へ提出されました。

本文は、①西楽寺は神龜年間に行基によって草創された、②平安時代には衰退していたが、寛治元年（一〇八七）に、源顕房によって再興され、真言宗となった、③武田信玄の兵火によって、西楽寺は焼かれてしまった、④武田信玄によって焼かれた後、徳川家康によって救ってもらった、という、四つのエピソードを中心に作成されています。

行基は、神龜年間には弾圧されていた上、その行動半径は畿内に限定されていたようですから、遠州まで出張するのは難しかったかもしれませぬ。

源顕房は、村上源氏という、摂関家と密接な関係



聖武天皇御宇御曆神龜元年^{甲子}行基菩薩為^レ草^コ創^シ梵閣^一。中古堂社退轉之時節、寛治元年^{丁卯}堀河院御宇六条右大臣顯房公企^ニ再興^一、備^ニ叡慮^一改成^ニ真言之靈場^一、醍醐報恩院為^ニ末寺^一。然所^ニ武田信玄公遠州^一發向之刻、西樂寺堂社仏閣被^レ及^ニ放火^一候。此旨権現様浜松御居城之節奉^レ達^ニ上聞^一候。或特^ニ西樂寺^一被^レ為^レ立^ニ御馬^一、駿州建穂寺院主坊幸遍被^ニ召出^一、西樂寺被^レ成^ニ下御祈禱所^一与^ニ被^レ為^ニ仰付^一候。以来御祈禱之護摩無^ニ懈怠^一致^ニ勤行^一。護摩之御板札從^ニ其砌^一御城^江差上申候。幸遍西樂寺致^ニ拝領^一、右之通堂社仏閣建立仕候。雖然、至^ニ近頃^一一堂社零落仕候^ニ付、葺替仕度奉^レ存候得共、近年買人^ニ手前^一榑木不自由^ニ而、自分^ニ修覆不^ニ罷成^一候故、達^ニ高聞^一候。遠州舟明^ニ而御榑木式万丁御拝借被^レ為^ニ仰付^一被^レ下置^一候者、難^レ有^レ可^レ奉^レ存候。以^ニ御憐愍を一堂社葺替罷成申候者、上納金之儀者、西樂寺領百七拾石之内、本尊鎮守之修理領五拾石御寄附御座候を以^ニ差上申様^一被^レ為^ニ仰付^一被^レ下置^一候者難^レ有^レ可^レ奉^レ存候。仍御訴訟之趣粗言上如^レ件。

延宝七年^{己未}十二月十八日 遠州 西樂寺

寺社御奉行所

いを遣わし)、駿州建穂寺院主坊の幸遍を召出し、西樂寺を御祈禱所にし(幸遍に任せ)たことを仰せつけました。それ以来御祈禱卷数、護摩を懈怠なく勤めています。護摩の御板札はその時から御城(江城)へ差し上げています。

幸遍は西樂寺を拝領し、右のとおり堂社仏閣を建立しました。

しかし、近頃に至り、堂社は零落し、屋根を葺き替えたいと思っても、近年は買うのにも苦勞し、榑木(板葺きの屋根の材料)に不自由しています。

自力で修復することができない、ということが高聞に達し、遠州船明で、榑木二万丁を拝借できるよ、仰せ付けていただいたことは、ありがたく思っています。

御憐愍を以て、堂社の葺き替えが成ったら、その上納金は、西樂寺領(朱印地)一七〇石の内、本尊鎮守の修理領(その土地の収益を本尊・鎮守の修理費用に充てる、としている領知のこと)として五〇石寄附している土地があるはずだから、そこから払えば良い、と仰せ付けてくださったことは、ありがた限りです。

よって、御訴訟(江戸時代の言葉では、「訴訟」は、「嘆願」とか「お願い」といった、現代よりも軽い意味)の趣を粗々申し上げました。

延宝七年^{己未}十二月十八日 遠州 西樂寺

寺社御奉行所

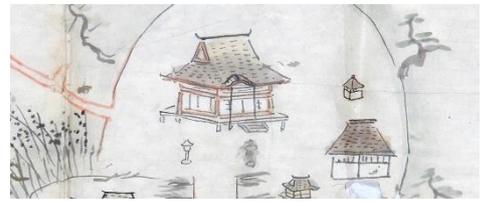
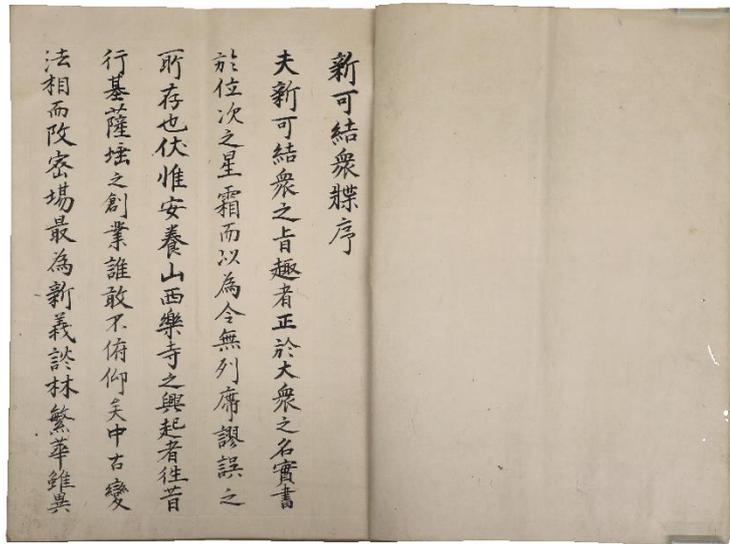
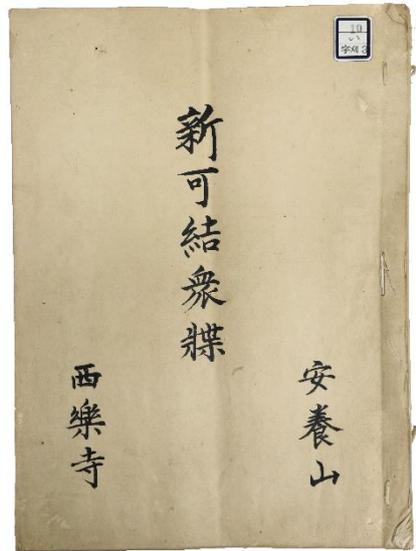
をもつ一族の人物です。村上源氏は、醍醐寺と関係が深かったので、このエピソードが真実である可能性はありますが、関連資料がありません。

武田信玄は、『袋井市史 通史編』の頃から、袋井まで兵火を伸ばしてはいないと指摘されています。

つまり、この縁起で信憑性が高いのは、徳川家康以降の記述なのですが、それは、こうした江戸時代の寺社縁起が、建物の修理などに際して、「うちのお寺は徳川家と関係が深い」と主張するために添付されたものだからです。徳川家との関係に向かつて、劇的なストーリーを描くのが、寺社縁起の常でした。

【参考文献】

- 1、吉村茂樹「醍醐寺無量光院の創立と肥後国山鹿荘——醍醐寺と村上源氏との関係」『古代学』6(4)、一九五八年。
- 2、井上薫『行基』(吉川弘文館、一九五九年)。
- 3、桜井徳太郎「縁起の種類と展開」(桜井徳太郎・萩原龍夫・宮田登校注『寺社縁起』日本思想大系20、岩波書店、一九七五年)。
- 4、平岡定海『日本寺院史の研究 中世・近世編』(吉川弘文館、一九八八年)。
- 5、朴澤直秀「近世の仏教」『岩波講座日本歴史 第11巻 近世2』岩波書店、二〇一四年)。
- 6、丸島和洋『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』(平凡社、二〇一七年)。
- 7、巽昌子「醍醐寺における院家の役割——報恩院の相続を基に——」(『東京大学史料編纂所研究紀要』28、二〇一八年)。



新可結衆牒

西楽寺最重要史料の一つ



新たに試験に合格した僧侶の名簿

『新可結衆牒』（西楽寺文書近世一〇号）は、新たに印可された僧侶の名簿です。簡単に言えば、近世新義真言宗の試験に合格した僧侶の名簿です。

西楽寺八世住職尊昭が、宝永元年（一七〇四）に作成し、それから、少なくとも第十三世住職元宜の頃まで書き継がれていたようです。

縦帳で、縦三二二mm×横二二七mm×厚六mm、光沢のある紙に、角筆で界線を引いています。文字の丁寧さもあり、とても美しい史料です。

序文があり（六頁に序文翻刻）、そこに書かれた内容は、「遠州西楽寺堂社之覚」と重なる部分や、他の西楽寺文書で確認できる部分に加え、独自内容もあり、大変興味深いものです。

謎の住職？ 尊堯

「新可結衆牒序」に、尊堯法印の代に到り、法流

が混乱していたので、洛東の醍醐に行つて、報恩院寛濟僧正と、本末関係を結んだ、とあります。

これは、後に見る寛永十五年（一六三八）の近世西楽寺本末関係決定の一件に関わる内容です。

ところで、ここに登場する尊堯ですが、西楽寺文書近世三三四六号「寛永十五年十月二日付け寛濟書状」に、「今度西楽寺当住持法印尊堯上洛之時、秘密道具被三新調了」（この度、西楽寺住持の尊堯が上洛した時「法流授与の時」に、秘密道具を新調したそうです）とありますから、実在していることは確かなのですが、西楽寺文書近世九八八号寛永十五年八月二十五日付け「新古義取障濟口証文」によれば、当時の西楽寺住職は「宥真」とあります。

例えば、尊堯宥真という名前だったか、それとも、二か月の間に住職が替わったか、明確な史料がまだ見つかっていないので、はっきりしたことは分かりません。

他痛哉數歲遭兵乱而祖風遠頹敗終事
僧挑於法燈之幽或看守漸住山而前代之
法脉盡糾紛焉雖然天運循環無往不復
當家宗廟

東照宮神武之德隆盛治教休明於是神社
佛閣如舊例輝威光吾山有

台命而寺務科米山林等任先蹤免許之
于時住僧宥寶阿闍梨中真之祖師也
亦到于尊堯法印之代歎於法流駁雜再
改而思相續速飛錫於洛東醍醐里請于
報恩院寬濟僧正而從締於本末之因承以
紹隆之凝於天下泰平國家安鎮之丹誠矣

特去元祿第九庚申春武陽四員之内真福
性遍和尚招于當院宥弁法印鎌田山
金剛院尊祐法印而使二箇精舍定於遠
列一派常法談所爾來勸誡於兩山衆徒
暨門下末流列會二九所化而夏冬鳴不易
論鼓以是掟為將來規矩御不可有斷
絕者也故自新可始結名席而備于出世
階級之龜鏡爾云

當山第八世阿闍梨法印尊昭

皆寶永元甲申歲林鐘日

「序文原文」
新可結衆牒序

夫新可結衆之旨趣者、正於大衆之名実一書
於位次之星霜一而、以為令無二列席謬誤一之
所存也。伏惟安養山西樂寺之興起者、往昔
行基薩埵之創業。誰敢不二俯仰一矣。中古變
法相一而改二密場一、最為二新義談林一。繁華雖異
他、痛哉、數歲遭二兵乱一而租風速二頹敗一。纔事
僧挑二於法灯之函一、或看守漸住レ山而、前代之
法脉尽二糾紛一焉。雖レ然天運循環無二往不レ復一
当家宗廟一、

東照宮神武之德隆盛、治教休明。於是神社
仏閣如二旧例一輝二威光一。吾山有二
台命一而寺務科米山林等任二先蹤一免二許之一。
于レ時住僧宥寶阿闍梨中興之祖師也。

亦到二于尊堯法印之代一、歎二於法流駁雜一、再
改而思相續速飛二錫於洛東醍醐里一、請二于
報恩院寬濟僧正一而、從締二於本末之因一。永以
紹隆之凝二於天下泰平國家安鎮之丹誠一矣。

特去元祿第九庚申春、武陽四員之内真福
性遍和尚招二于當院宥弁法印・鎌田山
金剛院尊祐法印一而、使二二箇精舍定二於遠
州一派常法談所一。爾來勸二誡於兩山衆徒一
暨二門下末流一。列二會二九所化一而、夏冬鳴二不易
論鼓一。以二是掟一為二將來規矩一、聊不レ可レ有二斷
絶一者也。故自新可始結二名席一而、備二于出世
階級之龜鏡一爾云。

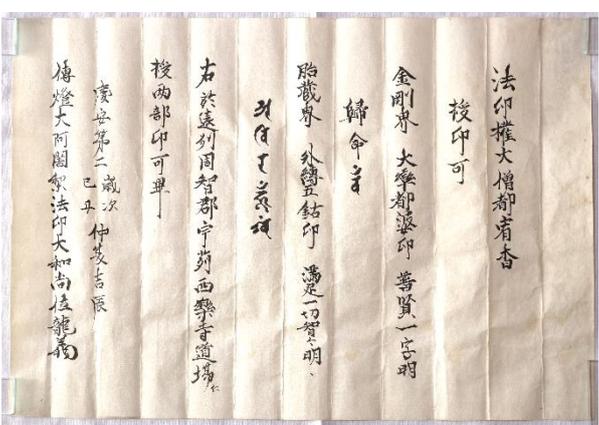
皆寶永元甲申歲林鐘日

當山第八世阿闍梨法印尊昭 (印) (印)

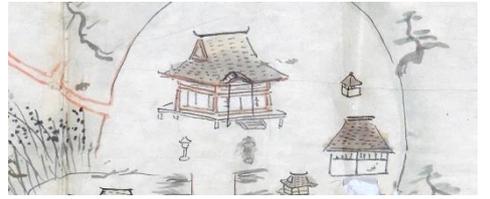
遠州一派常法談所

「新可結衆牒序」に「特に去る元祿第九庚申（一
六九六）春、武陽（江戸）四員（四箇寺）の内真福性
遍和尚、当院宥弁法印・鎌田山金剛院尊祐法印を招
じて、二箇精舍をして遠州一派常法談所に定めしむ」
（元祿九年に、江戸四箇寺（近世新義真言宗の江戸
幕府との窓口）の内、真福寺の性遍和尚が、西樂寺
宥弁と鎌田山金剛院尊祐を招いて、この二箇寺を遠
州一派常法談所に定めた）とあります。

西樂寺文書近世七三五号慶安二年（一六四九）五
月付け「印可状」を見ると、慶安二年には、後に西樂
寺五世住職となる宥香が、西樂寺道場で、西樂寺四
世住職龍義から印可を授けられています。元祿九
年（一六九六）春に、西樂寺は鎌田山とともに、正式
に遠州一派常法談所となりました。



西樂寺文書近世 735号 宥香 [印可状]



西楽寺縁起を読んでみよう

西楽寺縁起の系統と四大要素

西楽寺に残された縁起（お寺の歴史を編纂したものの）に書いてある内容を比較してみると、①「遠州西楽寺堂社之覚」の系統、②「西楽寺記」の系統、③明治に宥猛が書いた縁起、④地誌、⑤「勸進記」、五系統に分類できるかと思えます（一〇頁に表）。

このうち、③は、役所の写しが多く残っているものの、宥猛が明治政府に提出するために、明治期に西楽寺文書を調査し直して作成したものの、④は西楽寺とほとんどゆかりのない江戸時代の学者が後世に編纂したものですから、近世西楽寺の成立期を語る史料としては例外的な位置にいます。また、⑤は戦国時代にできたもので江戸時代のこととは反映されていませんから、これもまた例外と言つていいでしょう。とすると、①と②が、近世西楽寺の縁起としては主流ということになります。実際、この二系統、特に①の系統の縁起が数も多く、主流のようです。

一〇頁の表には、各系統を代表する縁起の記述内容を比較したデータを載せました。

表を見ると、本誌三頁で指摘した四つのエピソードは、どの縁起にも、多少の違いはあれど収録されています。どうやらこの四要素が、西楽寺縁起にとって必要不可欠な四大要素だったようです。

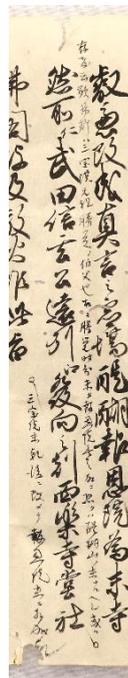
宥猛の書き込み

「遠州西楽寺堂社之覚」は、同じものの写しが何通りか残されています。

その中に、細かな書き込みがされたバリエーションがあります。

筆跡や書かれた内容から、その書き込みは、明治時代の西楽寺住職、宥猛という人物が書いたのではないかと思うのですが（なぜ宥猛の筆跡が分かるかと言うと、宥猛が書いて役所に提出した書類が、歴史文化館に多く残されているからです）、その書き込みの内容が大変興味深いです。

書き込みはいくつかありますが、まとまった書き込みをご紹介します。



①「原文」

存者云、頭房卿ハ三寶院元祖勝覚ノ伯父也。故ニ勝覚時分未タ報恩院無レ之故ニ恐クハ醍醐山ノ末ナルヘシ。或ハ三寶院末敷。後ニ改メテ報恩院末ニ相成敷。

「現代語訳」

詳しいものが言うには、頭房卿（正確には「公」）は、三寶院元祖勝覚の伯父（正確には「叔父」）であるという。それゆえ、勝覚の時には未だ報恩院はないから、恐らくは、この時には醍醐山の末になった、ということだろう。或いは、三寶院の末になったのだろうか。後で改めて報恩院末になったのだろうか。

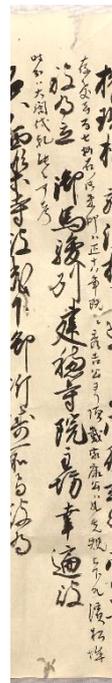


勝寛は、源頭房の兄、俊房の子です。永久三年（一一五）、勝寛は灌頂院を建立します。これが後の三宝院です。

醍醐寺座主世賢が、終焉の地として醍醐寺山内に極楽坊を建立したのは寛喜三年（一二三二）。その弟子の憲深が、建長三年（一二五一）に醍醐寺座主となった後に、極楽坊を報恩院へと発展させました。なるほど、確かに源頭房と醍醐報恩院は時代が合わない。

実は、醍醐報恩院が西楽寺の本寺となったのは、寛永十五年（一六三八）のことです（後述）。

寺社奉行に書類を提出する時には、お寺の歴史の古さを主張しなければいけません。ですから、「遠州西楽寺堂社之覚」は、つい筆が滑ったのでしょうか。



② 「原文」

存ル処百七拾石ノ御朱印ハ正十八年既ニ秀吉公ヨリ頂戴。家康公ハ如ニ先規被レ下候。浜松城時分ハ太閤代歟。能ト可レ考。

「現代語訳」

知っているとここでは、一七〇石の朱印は、天正十八年に既に秀吉から頂戴している。家康は、先規のように朱印を下した。家康が浜松城にいた時は秀吉が下したのではないか。よく考えないといけない。

天正十八年（一五九〇）に秀吉が朱印状を出し、後に家康が、秀吉朱印状を基に改めて朱印状を出したことは、他の確かな史料によって確認ができます。それぞれの朱印状は、袋井市史編纂委員会編『袋井市史 史料編一 古代中世』（袋井市、一九八一年）、同『袋井市史 史料編二 近世』（袋井市、一九八二年）に収録されています。

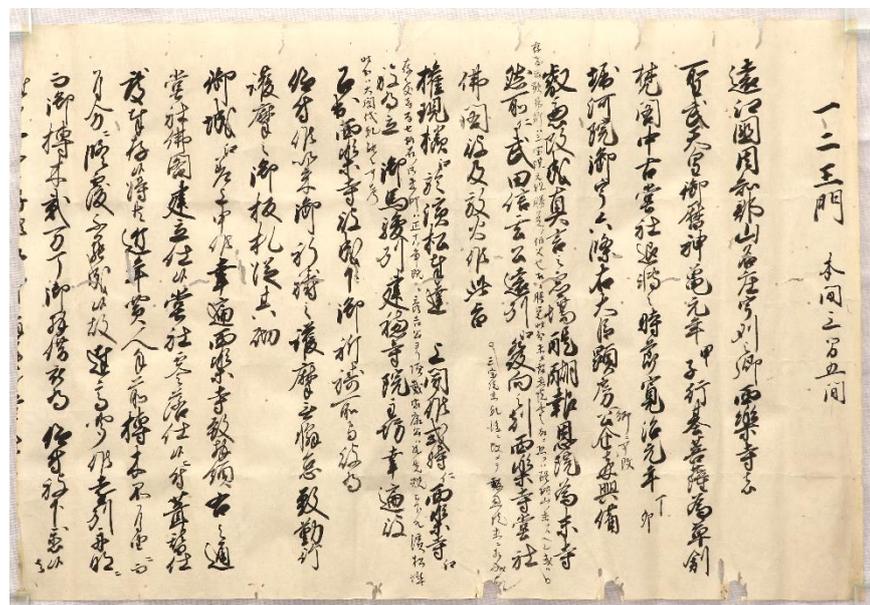
さて、「遠州西楽寺堂社之覚」では、豊臣秀吉が無視されているわけですが、これは、寺社奉行に、徳川家との関係を主張するために提出した縁起ですから、「豊臣秀吉の先例に依った」とは書けなかったのでしょうか。

さて、この書き込みの内容ですが、これは、宥猛が執筆した、西楽寺文書近世一九号明治十三年（一八八〇）八月〔西楽寺由緒・寺領〕の由緒に反映されています。

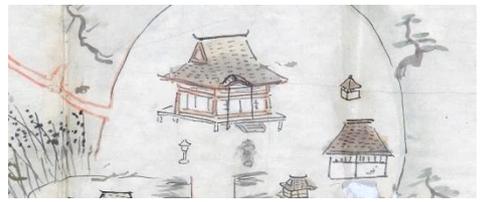
【参考文献】

- 1、吉村茂樹「醍醐寺無量光院の創立と肥後国山鹿荘——醍醐寺と村上源氏との関係」『古代学』6（4）、一九五八年。
- 2、井上薫『行基』（吉川弘文館、一九五九年）。
- 3、桜井徳太郎「縁起の類型と展開」（桜井徳太郎・萩原龍夫・宮田登校注『寺社縁起』日本思想大系20、岩波書店、一九七五年）。
- 4、鈴木泰山「中遠地域における仏教文化の展開」（袋井市史編纂委員会編『袋井市史 通史編』袋井市役所、一九八三年）。

- 5、平岡定海『日本寺院史の研究 中世・近世編』（吉川弘文館、一九八八年）。
- 6、朴澤直秀「近世の仏教」『岩波講座日本歴史 第11巻 近世2』岩波書店、二〇一四年）。
- 7、丸島和洋『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』（平凡社、二〇一七年）。
- 8、巽昌子「醍醐寺における院家の役割——報恩院の相続を基に——」『東京大学史料編纂所研究紀要』28、二〇一八年）。



「遠州西楽寺堂社之覚」宥猛の書き込み（断簡）



幸遍

徳川家康の命で西楽寺を救った僧侶

西楽寺縁起に頻出の重要人物

西楽寺縁起には、建穂寺の幸遍という僧侶が頻繁に登場します。

「西楽寺記」には登場しないのですが、「西楽寺記」は、宍仙のファンによる宍仙活躍記としての性格が強いため、幸遍は省略されているようです。

「遠州西楽寺堂社之覚」によると、武田信玄に焼かれた堂社（実際は火災かと思えます）を復興するため、徳川家康が駿河建穂寺の院主坊幸遍を派遣し、西楽寺の経営を任せた、とのこと。この時に、西楽寺は徳川家康の祈祷所となったと言います。

幸遍は、西楽寺文書近世五四号『任職実名年月取調書』によると、古義真言宗の僧侶で、慶長七年（一六〇二）三月二十一日に亡くなったそうです。

幸遍については、「遠州西楽寺堂社之覚」を執筆した宍仙が、駿河の建穂寺に問い合わせています。

西楽寺文書近世一〇五四―二、延宝五年（一六七

七）八月二十二日付け（幸遍につき建穂寺回答）には、以下のようにあります。

幸遍と申阿闍梨者、駿州建穂寺院主坊ニ致ニ住職一候。然所ニ権現様浜松御居城節、院主坊幸遍被ニ召出ニ、遠州西楽寺被ニ成ニ下御祈祷所ニ与被レ為ニ 仰付ニ、承ニ上意一候。以来御祈祷・護摩毎日致ニ勤修一候。右之旨於ニ建穂一山ニ其隠無ニ御座一候。今程西楽寺当寺へ相尋被レ申候付、如レ此ニ御座候。已上。

駿州建穂寺

学頭坊

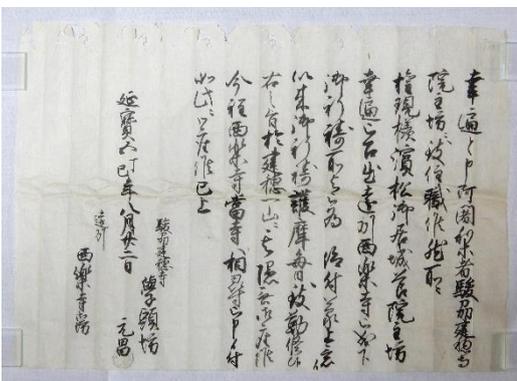
延宝五丁巳年八月廿二日 元昌（印）

遠州

西楽寺御坊

文面は「遠州西楽寺堂社之覚」とほぼ同じ。時期から考えても、この文書は明らかに「遠州西楽寺堂社之覚」の材料の一つでしょう。

近世の寺社縁起は、寺社奉行（幕府）に提出するので、徳川家との関係は重要です。西楽寺縁起を作成していた宍仙は、「良い史料が手に入った」と、この文書の内容を縁起に組み込んだのだと思います。



〔幸遍につき建穂寺回答〕



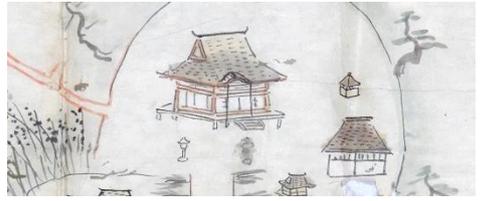
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
聖武天皇の時に行基が草創。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
草創は神亀元年（724）。		○	○	○	○	○	○			
草創は神亀3年（726）。	○									
堀川天皇（院）の時に源顕房が再建。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
源顕房の再建時に真言宗となる。	○	○	○	○	○		○	○		△
源顕房の再建時に醍醐報恩院の末寺となる。	○	○	○	○						△
「寛延15年」（誤字）に改めて真言宗となる。						○				
醍醐報恩院の末寺となった時に、源俊房の子勝覚（源顕房の甥）の働きかけがあった。				○		○				
永正3年（1506）、足利義澄が田6町を寄付。								○	○	
天文7年（1538）に火災があり寺が焼けた。										○
永禄8年（1565）の年紀がある足利義輝の文書、今川義元の寄附状、豊臣秀吉の朱印状がある。 （おそらく家康が主語）永禄10年（1567）に寄附があった。	○							○	○	
武田信玄の兵火により寺が焼かれた。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
武田信玄の兵火は永禄年間。				○	○	○	○			
武田信玄の兵火は天正年間。								○		
武田信玄の兵火の後、今川氏の文書が焼けた。				○		○				
武田信玄に焼かれた後、今川義元が寄付した田地9町7段は残った。					○					
豊臣秀吉に寺領安堵の文書を出してもらった。				○	○	○			○	
武田信玄に寺を焼かれた後、徳川家康の祈願所になった。	○	○	○				○	○		
徳川家康が、駿州建穂院主幸遍を召出し、西楽寺を祈願所とした。	○	○	○			○				
徳川家康が、駿州建穂院の宥遷を西楽寺に派遣し、金3000両を与えて堂舎を復興させた。									○	
徳川家康が西楽寺に170石を安堵（慶長8年〈1603〉）。	○	○		○	○	○	○		○	
徳川家康の祈禱所となり、舟明山で樽木2万本（史料によっては5万）を拝領した。		○	○					○		
徳川家康の出陣の時に、桜の木に馬をつないだ。									○	

表：西楽寺縁起内容比較表

【凡例】

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| A 〔縁起〕（延宝4年〈1676〉初秋） | F 『縁記』（幕末） |
| B 「遠江国周智郡宇刈之郷西楽寺謹言上」（延宝4年〈1676〉） | G 「由緒」（明治初年） |
| C 「遠州西楽寺堂社之覚」（延宝7年〈1679〉12月18日） | H 『掛川誌稿』（19世紀初） |
| D 「遠州周智郡安養山西楽寺記」（延宝8年〈1680〉） | I 『遠江国風土記傳』（寛政11年〈1799〉） |
| E 「由緒」（明治13年〈1880〉8月） | J 『西楽寺勸進記』（弘治3年〈1557〉） |

○：記述あり △：直接的な記述はないが、文脈で暗示している



西楽寺の寛永十五年

近世西楽寺の本末関係形成

寛永十五年（一六三八年）五月十七日

寛永十五年（一六三八）は、西楽寺にとって重要な年となりました。この年に、近世西楽寺の本末関係が決定したからです。

関係古文書の内、最も前の日付が書かれているのは、西楽寺文書近世八〇六号、五月十七日付けの、大山八大坊賢隆と筑波知足院栄増が出した智積院宛書状です。

古義の八大坊と新義の知足院が、西楽寺の本末関係について調査をして、報告をしたようです。釈迦文院にも同じような内容の書状を送ったことと思います。

西楽寺は、醍醐寺の末寺で、ここ数代は新義真言宗の僧が住持を勤めている。それが替わることはない、とのことだ。

醍醐寺の末寺で新義真言宗の僧侶が住持、という点、不思議な感じがしますが、鎌倉時代に、醍醐寺

報恩院で法流を相承し（他にも諸流の伝授を受けています）、根来寺中性院に拠点を移した頼諭の存在に

より、根来寺と醍醐寺（報恩院）は密接な関係となり、中世を通して、事相と教相（作法と教学、と言えば良いでしょうか）という、それぞれが得意とする分野を補いあう関係を維持していました。そうした縁で、そのような本末関係が築かれたのでしよう。

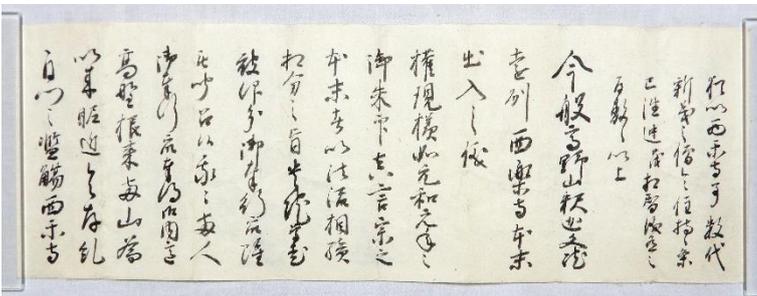
近世に話を移すと、新義真言宗で醍醐寺の末寺、というお寺はとて多く、そのように、新義真言宗のお寺の本寺になる古義の大寺院は、「上方本寺」や「公称寺院」などと呼ばれ、名義上は本寺ですが、実際の支配は、新義真言宗の触頭、四箇寺が行いました。西楽寺を担当していた四箇寺は真福寺です。

五月二十五日

賢隆・栄増の調査により、釈迦文院と西楽寺の一件は、急速に決着を見たようです。

西楽寺文書近世七九九号〔西楽寺本末之儀〕には、

以下の内容が書かれています。



智積院宛賢隆・栄増書状



①遠州西楽寺の本末関係について、智積院と釈迦文院との間で相論があった。

②筑波知足院と大山八大坊の扱い（仲立ち）によつて相論は決着した。

③西楽寺の「古キ勸進帳」（「勸進記」のことか）に、「為醍醐末寺」とあったことから、西楽寺の学頭は醍醐の法流を相伝することとし、（醍醐を）本寺とすることに決まった。

①、②は前に見た内容でしょう。③にある「古キ勸進帳」が何を指すのかはつきりとしませんが、弘治三年（一五五七）に作成された「西楽寺勸進記」が該当するのではないかと思います。

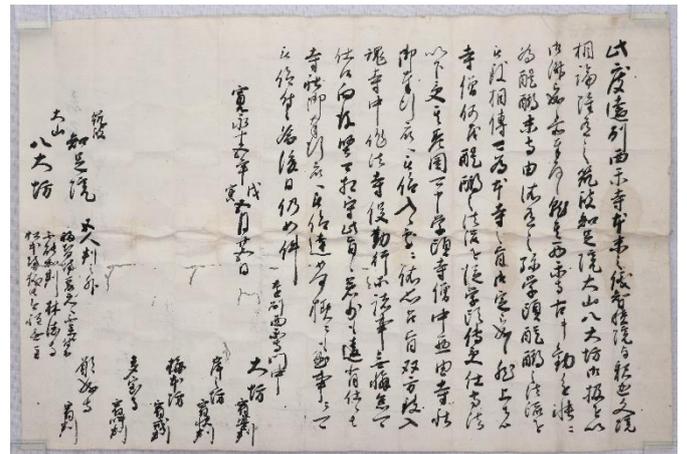
「勸進記」には、「堀河院御宇六条右大臣顯房公企二再興一備二叡慮一、敬信深故、今般既成二真言会场一、為二醍醐之末寺一とあります。

裏面には、「表面の内容に相違ない」ということを保証する裏書があります。裏書をしているのは大山八大坊賢隆と筑波知足院栄増です。先の賢隆・栄増書状に、歴史（書状には「濫觴」と書かれている）を調べた、とありましたから、調査者が、内容に間違いがないことを保証したのでしょう。

差出人として、大坊宥実、岸之坊宥快、梅本坊宥戒、多宝寺宥畔、願成寺宥口が署名しています。



〔西楽寺本末之儀〕裏面



〔西楽寺本末之儀〕表面

〔西楽寺本末之儀〕（表面のみ）

此度遠州西楽寺本末之儀、智積院与釈迦文院相論雖有之、筑波知足院・大山八大坊御扱を以御済被_レ成候所奉_レ存候。就其西楽寺古キ勸進帳ニ為二醍醐末寺一由緒有_レ之、弥学頭醍醐之法流を被_レ致_二相伝一、可_レ為二本寺一之旨御定被_レ成候、然上者、寺僧何茂醍醐之法流を從_二学頭一伝受仕、寺法以下受者差図可_レ申、学頭寺僧中愚由寺社御奉行衆へ被_二仰入一候処ニ、依_二思召一旨双方致_二入魂一、寺中作法、寺役勤行等諸事無_二懈怠一可_レ仕候。向後堅可_レ相_二守此旨一候。若少も違背仕候者、寺社御奉行衆へ被_二仰達一、如何様ニも曲事ニ可_レ被_二仰付一候。為二後日一仍如_レ件。

遠州西楽寺門中

寛永十五年戊辰五月廿五日

大坊

宥實判

岸之坊

宥快判

梅本坊

宥戒判

多宝寺

宥畔判

願成寺

宥判

筑波

知足院 五人判之外

大山

福智坊爰元へ不参_二付而

八大坊 不_レ能_二加判一。林徳寺
松本坊儀者今程無主。

八月二十五日

八月二十五日には、西楽寺学頭の宥真が、この件について書状を出します。西楽寺文書近世九八八号八月二十五日付け「新古義取障済口証文」です。内容は以下の通り。

- ① 遠州西楽寺の本末関係について、智積院と釈迦文院との間で相論があった。
- ② 筑波知足院と大山八大坊の扱い（仲立ち）によって相論は決着した。
- ③ 西楽寺の「古キ勸進帳」（「勸進記」のことか）に、「為醍醐之末寺」とあった。
- ④ そこで、醍醐の法流を相伝し、醍醐寺を本寺とした。
- ⑤ 他の法流や寺法を受けることはしない。

裏面に、八大坊賢隆・知足院栄増に加え、「遠州西楽寺衆徒中」として、願成寺・多法寺・梅本坊・岸坊・福智坊・大坊・林徳寺・松本坊が署名しています。

九月十三日

九月十三日に、近世西楽寺の本末関係は決定を見たようです。この日付で、報恩院の寛済という人物が、知足院と西楽寺に宛てて、二通の書状を出しています。

九月十三日、西楽寺から報恩院へ、本末関係を結んだことを確認する文書が送られました。西楽寺文書近世八〇一号、九月十三日付け「報恩院末成候書下」です。表面のみ引用します。

今度我等寺之儀、大仏智積院与高野山尺迦文院新議・古議之穿鑿有之^レ所^ニ、江戸寺社御奉行衆被^ニ聞食^一。届^ニ新議之寺^ニ落着申候。然者西楽寺之義、從^ニ古来^一於国元無^ニ本寺^一、又法流手筋無^レ之故、此度智積院僧正并筑波知足院依^ニ御吹挙^一、醍醐報恩院殿御末寺^ニ被^ニ召加^一、其上御法流相承仕候。於^ニ愚身^一帰足不^レ御座候。末来御法流之筋目無^ニ相違^一様^ニ第^ニ迄^一可^ニ申置^一候。若又就^ニ西楽寺之義^一、向後申分雖^ニ出来候^一、御本寺之御報^ニ罷成^一候様^ニ我等罷出^一、其明可^レ仕候。仍為^ニ後証^一如^レ此候者也。

寛永十五年九月十三日 西楽寺
報恩院殿
行樹院御坊 御披露

内容は以下の通り。

- ① 西楽寺について、智積院と釈迦文院とで「新議・古議之穿鑿」があった。
- ② この「新議・古議之穿鑿」が、江戸の寺社奉行の知る所となった。
- ③ 西楽寺は新義の寺だと届け出をして落着いた。

④ 西楽寺は、古来国本に本寺がなく、また、法流の手筋もなかった。

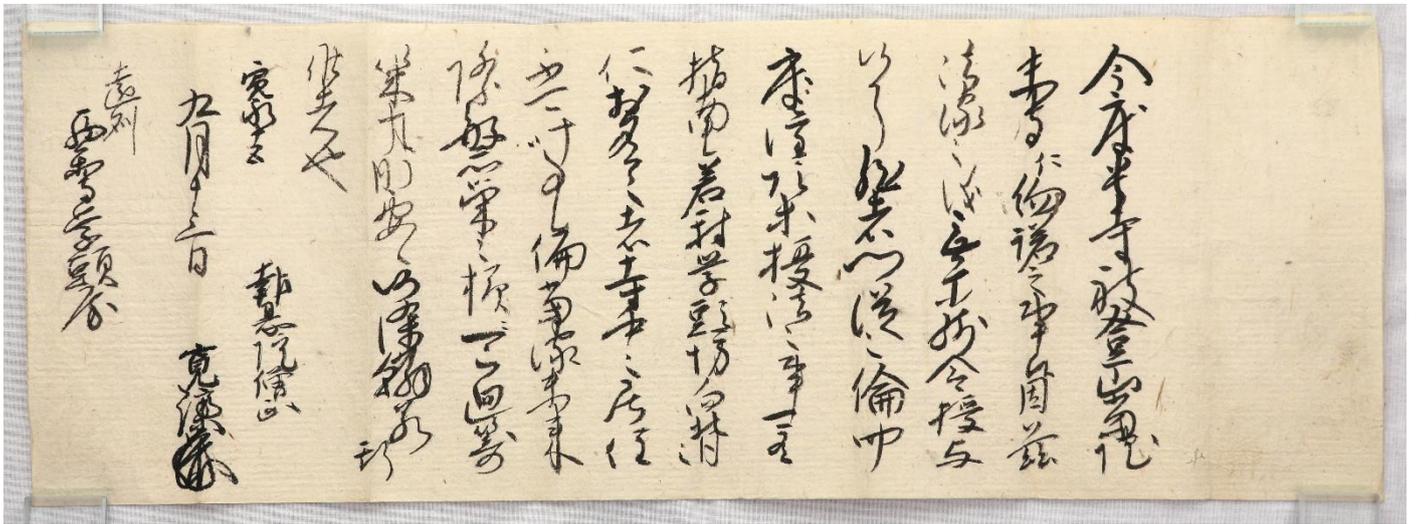
⑤ そこで、この度智積院僧正と筑波知足院の紹介により、醍醐報恩院の末寺に加えてもらい、法流を相承した。

こうして、九月十三日に、近世西楽寺の本末関係が決定しました。

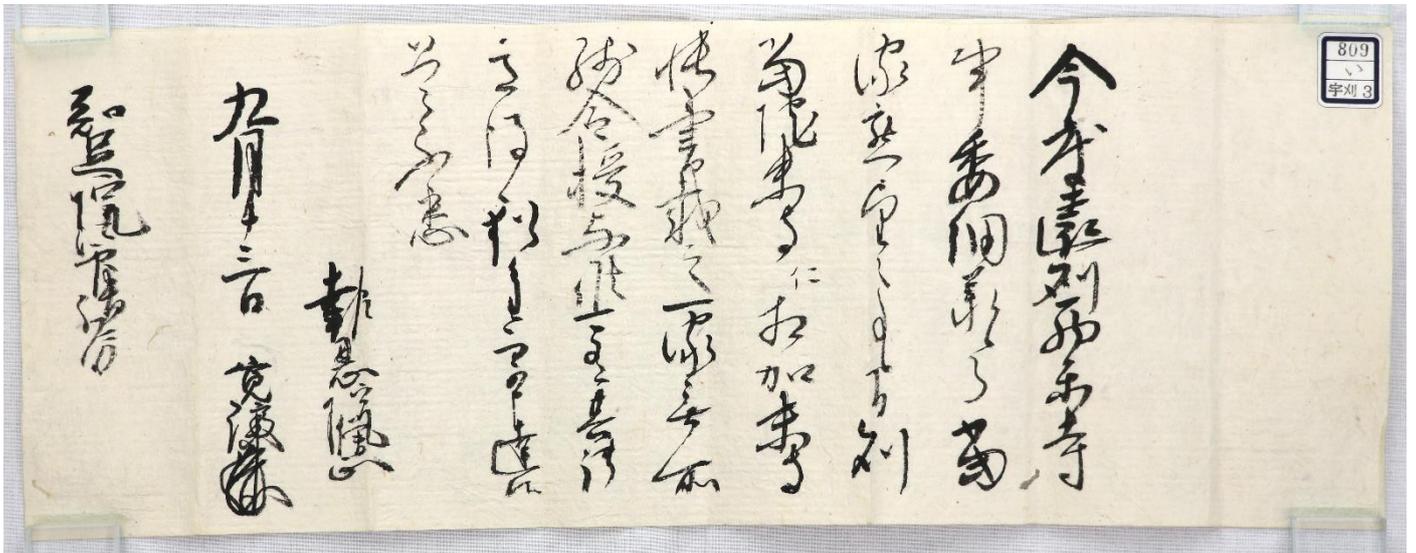
【参考文献】

- 1、櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』（山喜房佛書林、一九六四年）。
- 2、朴澤直秀『近世の仏教』（岩波講座日本歴史 第11巻 近世2）岩波書店、二〇一四年）。
- 3、林淳「修験道研究の昨夜」（時枝務・長谷川賢二・林淳編『修験道史入門』岩田書院、二〇一五年）。
- 4、永村眞『中世醍醐寺の仏法と院家』（吉川弘文館、二〇二〇年）。

※特に「醍醐寺報恩院と根来中性院」（初出二〇〇二年）、
「中世醍醐寺と根来寺」（初出二〇〇三年）を参照。



西楽寺文書近世 800 号 寛永 15 年 9 月 13 日付け〔西楽寺宛寛濟書状〕〔「本末約諾状」〕



西楽寺文書近世 809 号 (寛永 15 年) 9 月 13 日付け〔知足院宛寛濟書状〕〔「知足院へ之状」〕

※両者とも、() 内の史料名は西楽寺文書近世 886 号「覚」による。

〔西楽寺宛寛濟書状〕〔「本末約諾状」〕

西楽寺文書近世八〇〇号

今度貴寺被_レ登山、当院末寺_ニ約諾之事候。因_レ茲法流之儀、無_レ所_レ殘令_ニ授与_一候事。然者門徒之倫□□□□等擾法之事可_レ有_二指南_一候。若□□学頭坊向背之仁於_レ有_レ之者、寺中之居住不_レ可_レ叶事候。偏当流末来際盤菜之様_ニ可_レ被_レ廻_二籌策_一□□肝要候。仍染翰若_レ斯候者也。

寛永十五 報恩院僧正

九月十三日 寛 濟 (花押)

遠州

西楽寺学頭房

〔知足院宛寛濟書状〕〔「知足院へ之状」〕

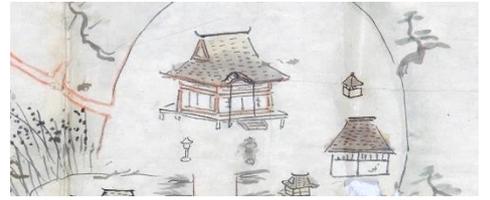
西楽寺文書近世八〇九号

今度遠州西楽寺事、委細承候事、当流懇望之事候間、則当院末寺_ニ相加、末寺帳書載之一流無_レ所_レ殘令_ニ授与_一候。可_レ有_二其御意得_一候。猶□□可_レ申達候。恐_レ不_レ悉。

報恩院僧正

九月十三日 寛濟 (花押)

二つの本末帳



二度の重要な本末改め

西楽寺文書には、二つの本末帳があります。

延宝三年（一六七五）八月十五日に作成された『西楽寺本末帳』と、延享二年（一七四五）十月に作成された『西楽寺本末帳』です。双方の最大の相違点は、延享二年の本末帳では、油山寺が前の方に来ていることでしょうか。

江戸幕府は、寛永期に、主に江戸を中心とした寺院を対象に、本末関係を明らかにし、寺院本末帳の提出をさせました。この時の本末帳は、完全ではないものの、基本台帳としてそれなりに使用されていたようです。

この後、新義真言宗では、延宝にも本末改が行われました。寛永年度の本末帳は関東の新義真言宗が中心だったのですが、延宝年度の本末改は全国的な調査でした。

西楽寺は、寛永十五年（一六三八）に江戸時代の

本末関係をおおよそ確定しました。寛永度の本末帳は見つかっていません。醍醐報恩院の末寺帳に名前があるようですが、西楽寺としては本末帳を作成していないかもしれません。延宝の本末帳は、全国的な組織化の中で作成したものでしょう。

さて、問題は延享の本末帳です。延享の本末改は、寛永の諸宗派本末改の不備を補い、本末関係の証拠書類を完成させたもの、と言われています。

延享の本末改の直接的な原因は、曹洞宗総寧寺と東昌寺・龍華院の争論です。

総寧寺は、曹洞宗の触頭（幕府との窓口役）です。近江に開創し、戦乱により、今川家臣朝比奈氏に招請され遠江掛川に、その後、北条氏政の招請により、下総国関宿に移ったという寺伝のあるお寺です。

では、何があつたかと言いますと、享保二十年（一七三五）、総寧寺は、翌年の大綱明宗（三代目住職）三百回忌に際して、末寺から香資を勸化しようとして、使僧を派遣しました。しかし、下総国東昌寺は、勸

化帳に本寺の記載をしませんでした。

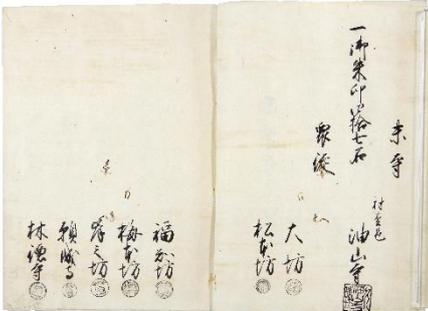
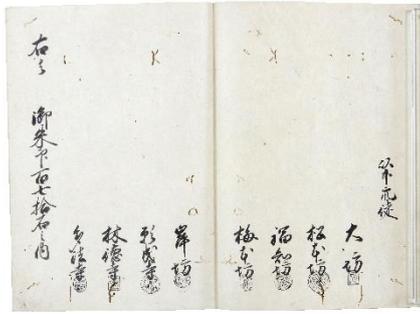
総寧寺は催促します。東昌寺は、「本寺報恩院」（この「報恩院」は相模国足柄上郡関本村最乗寺の塔頭）と記入して総寧寺に書類を返しました。そして、東昌寺は、上野国沼田の龍華院とともに、総寧寺が本寺でないことを主張し、幕府に訴訟を起こしました。この訴訟には、本山總持寺も出てきました。

この訴訟で問題となったのが、双方の証拠資料です。総寧寺は、寛永の本末帳などを証拠として取り上げました。

延享元年（一七四四）七月二十七日、幕府寺社奉行で双方の言い分の聞き取り。

時の寺社奉行大岡忠相は、双方が提出した証拠は証拠能力が無いとして、これまで通りの本末関係と決定しました。

この後、この大岡の決定で、双方もめにもめます。この事件をきっかけに、幕府は、本末関係について、公的な「証拠」となる資料の作成に取り掛かり



【左写真】上：延宝の本末帳 下：延享の本末帳
 延享の本末帳では、大坊の前に油山寺の名前がある。

【参考文献】
 1、櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』（山喜房佛書林、一九六四年）。
 2、佐藤顕「延享期の寺院本末改と教団組織編成——曹洞宗を事例に——」（『日本歴史』七五九、二〇一一年）。
 3、朴澤直秀「近世の仏教」（『岩波講座 日本歴史 第11巻 近世2』岩波書店、二〇一四年）。

本寺	醍醐報恩院
	安養山摂取院西楽寺
末寺	村松村 油山寺
衆徒	大 坊 松本坊 福知坊 梅本坊 岸之坊 願成寺 林徳寺 多法寺
門徒	久保村 神宮寺 飯田村 遍照寺 飯田村 大日寺 飯田村 観音寺 谷川村 久昌院

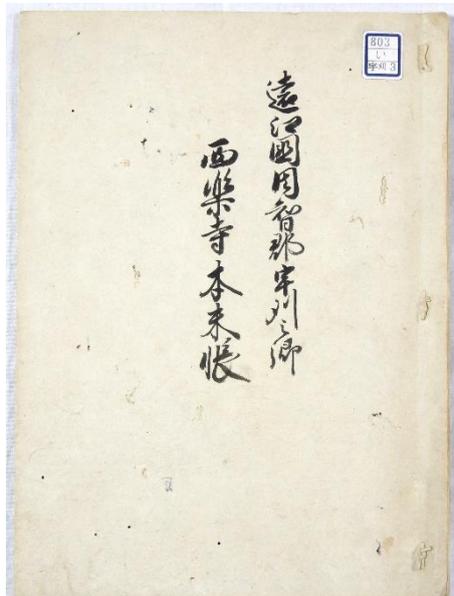
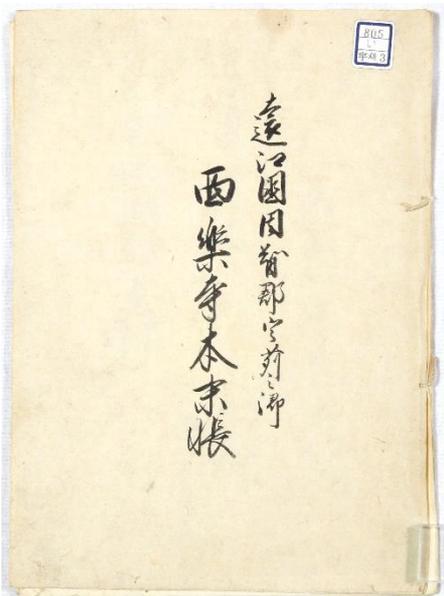
延享2年（1745）西楽寺本末帳

本寺	醍醐報恩院
末寺	西楽寺
衆徒	大 坊 松本坊 福知坊 梅本坊 岸 坊 願成寺 林徳寺 多法寺
門徒	飯田村 遍照寺 飯田村 大日寺 飯田村 普門院（観音寺） 谷川村 久昌院
末寺（後補か）	村松村 油山寺
門徒	久保村 神宮寺

延宝3年（1675）西楽寺本末帳

左表：西楽寺本末帳内容一覧

史料原文の配列順のまま表にした。
 70年の間に、油山寺が前に出てきていることが分かる。
 なお、高平山遍照寺は、1643年頃に西楽寺の奥院となり、延宝3年（1675）の本末帳で初めて役所に登録された。



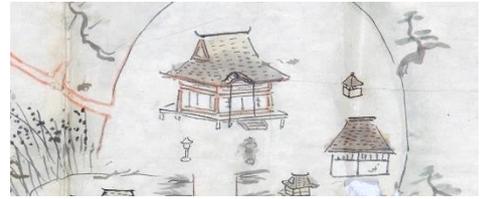
右：『西楽寺本末帳』

延宝3年8月15日
 西楽寺文書近世 803号
 縦帳、縦310mm×横226mm×厚2mm

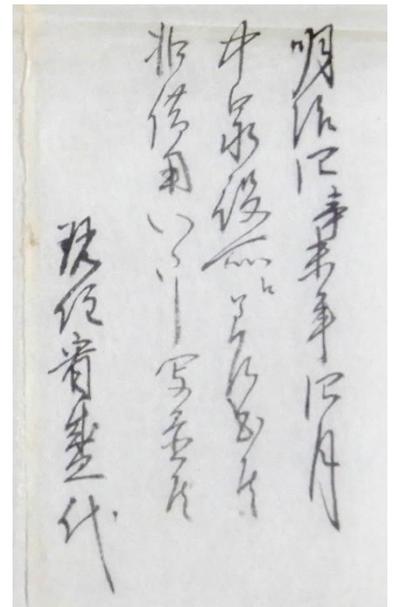
左：『西楽寺本末帳』

延享2年10月
 西楽寺文書近世 805号
 縦帳、縦315mm×横226mm×厚2mm

表紙にあまり大きな違いは無い。中に書かれている寺院の順番が変動している。



下村 西楽寺最寄りの村



「下村絵図扣」部分

「明治四年^{辛未}年四月

中泉役所^江差出候

扣借用いたし写置候

現住宥盛代」



西楽寺文書近世 3768 明治4年(1871)4月「下村絵図扣」

西楽寺周辺には、西楽寺村、西楽寺門前と呼ばれていた場所があったようですが、正確な範囲はよく分かりません。ですが、西楽寺の周囲を囲む、「下村」(現在の袋井市春岡)は、絵図が残っています。

上の絵図は、明治四年(一八七二)四月に作成され、中泉役所に提出された「下村絵図」の写しです。西楽寺の朱印地が色分けされて塗られているので、とても分かりやすいです。

文化・文政の頃に編纂された『掛川誌稿』の巻八(山本忠英纂輯)周智郡南に下村の記述があります。

下村

袋井駅ヨリ北ニアリテ、市場村ニ続キタル村也。市場ノ下ニ在ル故ニ下村ト呼フ。昔ハ市場ト同村ナルヘシ。両村入会ニシテ、又御朱印地、及他領ノ田地ト混雑ス。又西楽寺及其境内山林村ノ北ニアレトモ、掛川領ニアツカラス、市場下村ヨリ北大日ニ至ルマテ七村アリ。宇苺郷ト

称ス。両山相夾ム所ニシテ宇苺谷川其間ヲ流ル。故ニ又宇苺郷ト呼フ。此村市場ノ春日大明神ヲ土神トス。故ニ一村神祠ナシ。

(参考文献2、二一八頁)

西楽寺の境内と山林は独立していて、掛川領ではなかった、とのこと。下村は市場村から分かれた、とありますが、西楽寺文書近世一〇号『当山諸由緒扣』に、関連記事がありました。

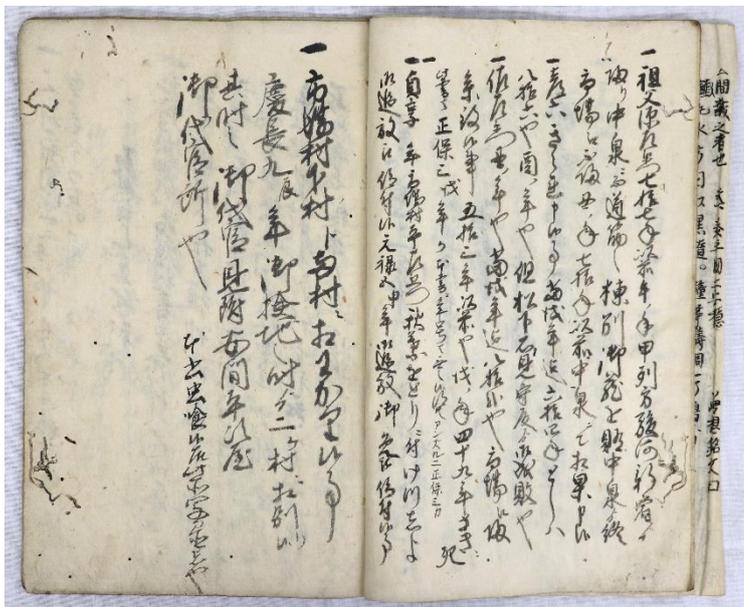
一市場村・下村ト両村ニ相わかり候事、慶長九^辰年

御検地之時方ニケ村ニ相別リ候。其時之御代

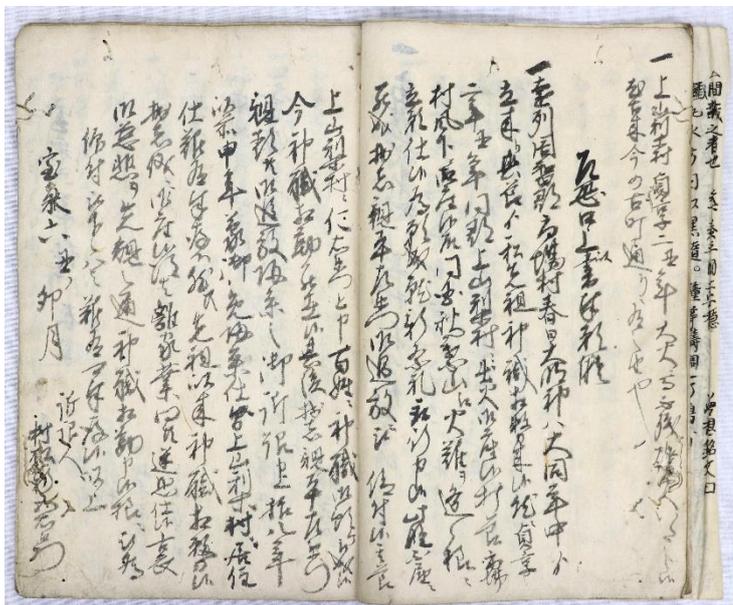
官、見附安間平次屋御代官所也。本書虫喰候故

此所写置者也。

『当山諸由緒扣』は、西楽寺に残された古文書の内、虫食いがひどいものを優先的に、重要なものを書き写して、内容を保存した記録です。



『当山諸由緒扣』市場村と下村



『当山諸由緒扣』所引「乍恐以口上奉願候」

この記事によると、慶長九年（一六〇四）の検地の時に、市場村と下村に分かれたようです。

下村成立期のことには、資料が少なく、分かることがあまり多くありません。石高の変遷に興味がおありの方は、参考文献の地誌類を御覧ください。

ところで、『当山諸由緒扣』には、貞享二年（一六八五）に発生した大火（「貞享二年大火」）と秋葉祭の始まりに関する古文書が収録されています（宝永六年（一七〇九）四月乍恐以口上奉願候）。

これは、「遠江山名郡下村」に大火が起きた際、火災を免れたことに対するお礼として秋葉祭が始まったという伝説に関わるものですが、この伝説は、『袋井市史』では、あくまで風聞だとされています。

今回の古文書は、伝説を歴史に変えるかもしれない史料です。

【参考文献】

- 1、内山真龍著／加藤菅根・皆川剛六訳『遠江山風土記傳』（歴史図書社、一九六九年、刊本初出一九三五年、原著一七九九年）。
- 2、中村育男翻刻『掛川誌稿 全翻刻』（静岡新聞社、一九九七年、原著成立は文化文政年間）。
- 3、山中豊平著／山中真喜雄編集・発行『遠淡海地志』（一九九一年、原著成立一八三六年）。
- 4、本多隆成「庶民信仰と地方寺院」（袋井市史編纂委員会編『袋井市史 通史編』袋井市役所、一九八三年）。

『当山諸由緒扣』所引「乍恐以口上奉願候」

一上山梨村、貞享二年^(一六八五)丑年大火^(一六八五)而不^(一六八五)残焼失いたし候。尤古来今の古町通り^(一六八五)有^(一六八五)之由也。

乍恐口上書奉願候

一遠州周智郡市場村春日大明神八大同年中^(一六八五)方立来リ、其節方私先祖神職相務来候。然^(一六八五)貞享二年^(一六八五)丑年同郡上山梨村ニ出火御座候折節、市場村風下ニ御座候故、同国秋葉山^(一六八五)江火難^(一六八五)遁候様ニ立願仕候。為^(一六八五)願成就一新祭礼取行申候。此段不届^(一六八五)罷成、拙者親平左衛門御追放^(一六八五)被^(一六八五)仰付^(一六八五)一候。其節上山梨村ニ仁右衛門と申百姓ニ神職御預^(一六八五)被^(一六八五)成候。今神職相勤罷在候。其後拙者親平左衛門親類共御追放帰参之御訴訟申上、拾八年以前申年蒙^(一六八五)御免一帰参仕間、上山梨村ニ居住仕、難^(一六八五)有^(一六八五)奉^(一六八五)存候。然^(一六八五)先祖以来神職相務候。拙者儀^(一六八五)御座候得者、離^(一六八五)二家業^(一六八五)、何共迷惑仕候。哀御慈悲^(一六八五)先規之通神職相勤申候様^(一六八五)被^(一六八五)為^(一六八五)二仰付^(一六八五)一被^(一六八五)下候^(一六八五)ハ者、難^(一六八五)有^(一六八五)可^(一六八五)奉^(一六八五)存候。以上。

宝永六^(一七〇九)丑^(一七〇九)卯月 訴訟人

村松新五右衛門

(注)

『当山諸由緒扣』は、引用する古文書の前後に注を記す体裁になっている。右の引用文の冒頭「二行は『当山諸由緒扣』編纂者による注。



西樂寺文書近世 3764-1
 享保 19 年 (1734) 9 月
 [西樂寺・林光寺絵図]
 (部分/坊名等加筆)

名称は寛永 15 年頃の表記。

袋井市歴史文化館令和二年度企画展

中遠の古刹 真言宗西樂寺 I

縁起と系譜

第一期

会場：袋井市歴史文化館

期間：令和二年十月十九日 (月)

〜令和三年一月十五日 (金)

第二期

会場：袋井市郷土資料館

期間：令和三年二月二日 (火)

〜令和三年五月五日 (水)